

佐賀県青少年健全育成条例(抜粋)

(略)

第4章 青少年健全育成審議会

(設置)

第24条 知事の諮問に応じて、第26条第1項に規定する事項その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議させるため、佐賀県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会は、次条第1項に規定する事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(諮問)

第26条 知事は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- 一 第6条の規定による推奨をしようとするとき。
 - 二 第12条第1項の規定による有害な興行の指定をしようとするとき。
 - 三 第13条第1項の規定による有害な図書等の指定をしようとするとき。
 - 四 第14条第1項又は第2項の規定による有害ながん具類又は有害な刃物類の指定をしようとするとき。
 - 五 第15条の規定による指定の解除をしようとするとき。
 - 六 第17条、第18条第1項又は第18条の6第1項の規定による勧告をしようとするとき。
 - 七 第16条第4項又は第18条第2項の規定により必要な措置を命じようとするとき。
 - 八 第18条の6第3項の規定による公表をしようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで推奨し、指定し、解除し、勧告し、命令し、又は公表したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(略)

佐賀県青少年健全育成条例施行規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(中略)

(審議会の会長等)

第8条 条例第24条に規定する佐賀県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

(会長等の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条の2 条例第25条第4項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 第9条第2項及び第10条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「副会長」とあるのは「副部会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(略)